

	契約係用
○	業者渡し用

令和4年度

業務委託仕様書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 231

名称 害虫防除業務

特定随契の場合
その業者名 _____

要求課 運輸課

(外線 011-232-1776)

担当者 大川 栄一 (内線 5714)

令和4年度 害虫防除業務 仕様書

1 目的

本仕様は、地下鉄各駅（附属施設含む）のゴキブリ・油虫・ネズミ等の駆除及び防除を目的とし、安全かつ完全に責任をもって履行するものとする。

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで。

3 場所（別紙面積表参照）

地下鉄全駅46駅（附属施設含む）、乗務係庁舎（車両基地分室を含む）及び二十四軒庁舎とする。

4 使用薬剤（無臭剤使用）

(1) ゴキブリ

ア ダイアジノン

イ スミチオン

ウ ベイト剤

(2) ネズミ

ア 殺鼠剤

クマリン系殺鼠剤

イ 忌避剤

ナラマイシンまたは、これと同成分の薬剤を使用するものとする。

5 薬剤の性状と安全性

(1) 散布場所及び対象物により、乳剤若しくは油剤を使用すること。

(2) 使用薬剤は、すべて防疫用薬剤とし、その希釈倍率及び散布量は、通常の使用では人畜に害を与えないものを使用すること。

6 実施方法

(1) ゴキブリの通路や潜伏場所の塗散布を行うこと。

(2) 作業については、駅別の日時、作業責任者及び作業人数等について記載した「日程表」を委託者へ提出のうえ承認を受けること。

(3) 薬剤散布は、原則として年2回（5月・11月）行うものとする。

(4) 殺鼠後、死骸を処理し、再侵入を防止するため、忌避剤を散布すること。

(5) 定期点検は、毎月1回以上行うものとする。

7 保証

年2回の散布以外にゴキブリ・ネズミの発生や侵入が確認された時は、随時散布すること。

8 実施報告

- (1) 散布及び定期点検を終了した時は、その都度報告書を提出し、委託者の確認印を受領すること。
- (2) 9月及び3月履行終了時は「業務完了届」を委託者あて提出し、委託者の検収を受けること。

9 損害の賠償

受託者は、作業に起因する事故等によって当局の施設、設備及び第三者に損害を与えた場合、その損害賠償の責任を負うこと。

10 解約

委託者は、契約書や仕様書等に違反する行為があると認めた場合は、この契約を解除することができる。

この場合、受託者に損害が生じても、委託者は一切の賠償を負わないものとする。

11 委託代金の支払

支払は、年2回（9月及び委託期間終了後）の均等払いとする。1円未満の端数が生じた場合は、その初回（1回目）に支払うこととする。

12 札幌市環境マネジメントシステムへの協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。
- (3) 委託業務において洗剤及び薬品等を使用する場合は、その品名及び使用量について月毎に報告すること。

13 散布薬剤の提供

散布作業中、委託者の指示した時点で成分分析用の薬剤を提供しなければならない。

14 その他

この仕様書に定めのない事項等は、委託者と打合せを行うものとする。

害虫防除面積表(南北線)

(単位: m²)

	麻生	北34条	北24条	北18条	北12条	南北さっぽろ	東豊さっぽろ	すすきの	中島公園	幌平橋	中の島	平岸	南平岸	澄川	自衛隊前	真駒内	乗務係	合計
事務室	104	63	100	60	54	86	345	58	54	55	56	50	36	46	61	142	136	1,506
分室	8	8	5			5	8		10			10					356	410
宿泊室	173	81	58	26	10	116	84	13	21	14	21	82	57	11	13	125	44	949
施設員詰所	51		17				51	20	12	10		27	8	15	10	12		233
定期券発売所			87													42		129
清掃員詰所・塵芥・用具室	39	45	39	30	16	45	90	15	24	12	12	11	8	8	27	31		452
会議室・更衣室・予備室等							55									46	106	207
食堂																	57	57
電気室	257	143	102	110	100	204	679	91	47	59	78	96	78	111	101	154		2,410
トイレ・浴室等	85	77	73	39	44	78	143	56	71	55	45	63	95	63	131	159	49	1,326
乗務員休憩室																	110	110
駅付属施設	193	45	90									40	45			270		683
合計	910	462	571	265	224	534	1,455	253	239	205	212	379	327	254	343	981	858	8,472

※ 乗務係分室 (南車両基地内 宿泊施設)

害虫防除面積表(東西線)

(単位: m²)

	宮の沢	発寒南	琴似	二十四軒	二十四軒庁舎	西28丁目	円山公園	西18丁目	西11丁目	バスセンター前	菊水	東札幌	白石	南郷7丁目	南郷13丁目	南郷18丁目	大谷地	ひばりが丘	乗務係	新さっぽろ	合計
事務室	176	183	293	117	720	124	133	101	113	162	114	109	204	269	217	242	250	235	663	391	4,816
分室			22			37				28		12	4	8						14	125
宿泊室	180	39	86	45		95	110	30	30	85	89	30	64	124	82	78	87	62	246	130	1,692
会議室・更衣室・予備室等			89				38						120	89	81	86	48	42		147	740
施設員詰所	28	22	57										70	312							489
定期券発売所	86		86										120							160	452
清掃員詰所・塵芥・用具室	42	46	49	28		13	51	36	36	23		2	47	70	35	35	51	48		80	692
食堂																			117		117
電気室	372	263	397	136		184	246	216	216	142	139	222	262	456	206	208	244	364		470	4,743
トイレ・浴室等	158	104	135	99	45	111	123	97	85	99	136	96	76	135	91	73	86	90	139	130	2,108
駅付属施設		179	52		26	200	253						100	113							923
合計	1,042	836	1,266	425	791	764	954	480	480	539	478	471	1,067	1,576	712	722	766	841	1,165	1,522	16,897

害虫防除面積表(東豊線)

(単位: m²)

	栄町	新道東	元町	環状通東	東区役所前	北13条東	大通(東)	大通(西)	豊水すすきの	乗務係庁舎	学園前	豊平公園	美園	月寒中央	福住	合計
事務室(運輸課含む)	225	130	170	130	135	150	512	661	92	337	97	74	66	91	200	3,070
分室							8	75			10				13	106
職員廊下	90	74	61	74	53	65	188		75		19	32	27	21	45	824
宿泊室等	140	98	103	74	42	48	98	56	80	117	21	21	23	25	112	1,058
会議室・更衣室・予備室等							61	103	40						63	267
施設員詰所	72	76	97	36	49	59	1,037	75	138		20	18	19	43	95	1,834
定期券発売所				72				164							108	344
忘れ物センター							192									192
清掃員詰所・塵芥・用具室	86	51	65	51	56	48	106	20	58		47	56	50	66	75	835
食堂										189						189
電気室	250	274	241	212	256	268	570	642	263		216	222	340	322	343	4,419
トイレ・浴室等	125	86	89	88	97	89	303	195	89	93	102	68	64	80	115	1,683
駅付属施設		154		223	60											437
合計	988	943	826	960	748	727	3,075	1,991	835	736	532	491	589	648	1,169	15,258

※ 大通(西)に札幌市交通事業振興公社事務所内及び案内センターを含む

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長

住 所
受託者 商号又は名称
職・氏名 印

業務名 _____

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。
検査員 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局